

## 第四十回

## 参議院商工委員会議録第二十三号

(三三五)

昭和三十七年四月十八日(水曜日)  
午前十時三十六分開会

本日委員椿繁夫君辞任につき、その補欠として阿貝根登君を議長において指名した。

委員の異動

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君  
理事 赤岡 文三君  
委員 銀木 亨弘君  
上原 正吉君  
大泉 寛三君  
川上 炳治君  
高橋進太郎君  
吉武 恵市君  
阿貝根 登君  
阿部 竹松君  
近藤 信一君  
吉田 法晴君  
田畠 金光君

○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君)これより商工

委員会を開会いたします。本日は、三案につきましてはお手元に配付いたしましたプリントのとおり

に石炭地域振興事業団法案、産炭地域振興方策、産炭地における閉山後の住民対策、合理化法改正と鉱害問題等、

諸般の問題について、特に御造詣の深

ります。またこれが第一であります。

第二に、石炭鉱業はいろいろ政府に御連絡申し上げましたとおり、合理化政策に関連する石炭政策、産炭地域振興方策、産炭地における閉山後の住民対策、合理化法改正と鉱害問題等、

どういう考え方で要請しているか、その

ことは、スクラップ・アンド・ビルト

合事務局次長 岡 松雄君  
全国石炭鉱業労働組合中央 早立 栄司君  
執行委員  
全国鉱業市町村連合会会長 坂田九千百君  
九州鉱害対策被害者組合連 合会長 栗田 敏雄君

○委員長(武藤常介君)それでは、参考人の皆様に一言ございさつを申し上げます。

本日は御多用のところ本委員会のために御出席を賜り、まことにありがとうございます。委員一同にかわり厚くお礼を申し上げます。

石炭問題の重要性につきましては、私が今回提案されました合理化法改正案外二件の審査にあたりまして、すでに御連絡申し上げましたとおり、合理化政策に關連する石炭政策、産炭地域振興方策、産炭地における閉山後の住民対策、合理化法改正と鉱害問題等、

これらが第一であります。

○委員長(武藤常介君)これより商工

委員会を開会いたします。本日は、三案につきましてはお手元に配付いたしましたプリントのとおり

が悪く出席できない旨連絡がありましたが、ことによると、昨日報告いたしました参考人のうち、全国石炭

が悪く出席できない旨連絡がありましたが、ことによると、昨日報告いたしました参考人のうち、全国石炭

した状態に追い込まれたのでございます。

昨年末来、石炭政策が再び重大な問題として大きくクローズアップされましたが、こうした結果でございましたのも、起ころべくして起つてきましたのでござります。加うるに、スクラップ・アンド・ビルトの結果として、多くの離職者を生み、五千五百万トンのワクに縛られている関係上、能率の向上をすればするほど離職者を生まなければならぬという結果となつてゐるのでござります。三十四年の石炭合理化法においては、この離職者の社会的側面に対する対策が不十分でありましたことをまた、石炭問題が今日大きな問題として再燃した原因でもあります。本日付議されます石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正は、この実情にかんがみて、これが欠陥補正のための予算措置を実施するための手続と思ひます。

一步問題点の解決に前進したものでござりますが、率直に申し上げますれば、これでは全く不十分であり、弥縫的措置を実施するための手段と思ひます。石炭鉱業の問題を根本的に解決するものに足るとは考へられないのです。しかし、本日四日政府が示しました新政策によつて、はつきりと路線が敷かれ、積極的意図を示されておりますので、私は、今後の政府の措置に多大の期待をかけまして、緊急措置として、この一部改正案が成立することを望んでいるのでござります。

去る五日、政府の提示いたしました政策を見ますと、総合エネルギー政策の確立を約束したことは、問題の核心に取り組もうとするものであり、また、人員整理の問題に秩序を与える

とするものであり、しかも、特段の金融措置をすると納束をいたしてゐるのをございます。この機会をお借りして、議員の皆様に、政府がその新政策の具体化を強く実行いたしますよう御協力下さいますようにお願ひ申し上げる次第でござります。

政府は、労使双方に對して、一時合理的化計画を中止させ、また、紛争行為を禁じてまで約束いたしたものでありますので、あえて政府みずから新たなる責任の生ずることを承知の上でこの新政策を示されたものであります。この前向きの姿勢は、從来ないことであることは、断じて許されないことでござります。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

泰斗であるアルフレッド・マーシャルが、國家総体の繁栄といふ立場を基盤として、自由主義経済の思想を生かす

ことが二十世紀後半の課題なりと喝破いたしておるのでござります。現に世界先進国の実情を見ましても、西独の社会市場経済、またアメリカの二重経済、フランスの混合経済もこの思想の方向をたどつていると見られるのでござります。国民経済的に考えますれば、各産業の調整のとれた発達が望ましいのでござります。また、野放し自ら親しくお話ししがございましたので、大筋のことにつきましてはすべて略さましては、ただいま日本石炭協会長から新政策を示されたものであります。この前向きの姿勢は、從来ないことでありますので、あえて政府みずから新たなる責任の生ずることを承知の上でこの新政策を示されたものであります。この日にずらすといふような結果になるようなことは、断じて許されないと願つてござります。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

〇参考人(長岡孝君) 日本石炭鉱業連合会の長岡でございます。本日は、参議院におかれまして三法案、特に合理化政策に關連する石炭政策について、私どもに参考人としての意見をお求め下さいましたことはまさに光榮と存する次第でござります。

経営者の側の基本的の覚悟並びに認識と申しますが、さようなことにつきましては、ただいま日本石炭協会長から新政策を示されたものであります。この前向きの姿勢は、從来ないことでありますので、あえて政府みずから新たなる責任の生ずることを承知の上でこの新政策を示されたものであります。この日にずらすといふような結果になるようなことは、断じて許されないと願つてござります。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するより、政府に要望しております。また、関連産業に協力を求めておりましたのは、単に救済とか同情的措置を実施するための手続と思ひます。

ない中で、どうしてそんな金を投じられたかと思うくらいでございます。ですが、それに對して國のほうの金が、國の機関から出た金がどのくらいあるだろかというのを調べてみましたところが、御案内の、三十五年度から始まりました近代化資金というのが、第一種で二億二千万円ほど、第二種で一億一千万円ほど、合計三億四千万円ほどが三十五年度に借りられたわけでござります。これが無利子の金でござります。そのほかに國家關係の金融機關は、開銀、中小公庫といふものがございまして、これらからも相当の規模の大きい炭鉱は金を借りられるわけでござります。幾ら借りているかというのを見ましたら、三十五年度において、開銀のほうから八億一千万円ほど、中小公庫から六億四千万円ほど借りられたようでございます。ところが開銀のほうに対しましては、その年に、その年度に七億六千万円返しておられます。八億一千万円借りて七億六千万円返してしまつておる。中小公庫のほうからは、六億四千万円借りて五億四千万円返してしまつておるのでござります。したがいまして、開銀のほうの正味手に残る金は四千万円ほどになる。公庫のほうは一億円ほどになる。合計しまして一億四千万円ほどにしか純増はならないといふ勘定になりまして、先ほどのせつから三十五年度から始まりました近代化の無利子のお金の四十二億円ほどの設備資金を投下したのだと、こういふことは、どうもどうしてそうやつてできたかというの

は、むしろ不思議なくらいなんだとぞ思  
います。さような状態でありますと、  
これが三十六年度に入り、今年は三十  
七年度でござりますから、さよななこ  
とができるば、まだしまだしまとも思  
いますけれども、昨年度から本年度  
に入りましては、御案内のとおり、諸  
炭鉱資材の値上がりと一緒に金融の大  
きな引き締めがござりまするので、本  
年度あたりはおそらくそういう姿であ  
りましたら、経営を続けていくことは  
もうむづかしいのではないだろうかと  
いうふうにささえ思つてゐるのでござい  
ます。

しかし一方御案内のように、自衛上  
も、やはり仕上がりは安くして參りま  
せんければなりませんので、勢い炭は相  
当設備をよくして出さなければならな  
い。それではことし、三十七年度に、先ほ  
ど八十一ほど炭鉱は、一体どの  
くらいの設備資金を投するつもりなの  
かという質問に対する答えは、五十八  
億円ほどの設備資金に投じたいのであ  
る。一体それはどうして手に入れるだ  
ろうかといふうに心配をいたしてい  
るわけでござります。そこで、先ほど  
萩原会長もお触れになりました、四月  
六日の政府の閣議決定でござります  
が、特段の金融措置を合理化近代化  
というよくな方面について考へると、  
こういうことでございましたので、特  
段ということはなみなみならぬといふ  
ことでございましょう。額につきまし  
ても、特段ということは普通ではな  
い、まあ非常なといいますか、普通に  
は考えられないくらいの道をあけて流  
れから流れます実際のルートについ

れると確信いたしていわけでござります。単なる新聞あたりでよくい、作文とかお題目とかいうものであるはずはないでござりまするから、そこのところにつきましては、先ほど日本石炭協会会長も申されましたように、わが日本の政府に、ほんとうに信頼をいたしまして、特段の政府機関からの金の流れの方法を、額において、筋道においても、お聞きをいただけるものだろと確信をしておりますので、国におかれましても、さような観点を特にお強めをいただきたいと思っております。金の話は、御案内のように、日本の一流の一般紙においても、すでに述べておりまするし、石炭鉱業だけでなく、日本の産業界を代表しております経団連のエネルギー対策委員長の言葉においても、国はけちけち金を出し惜しみすることなく、この際思い切って出さないと、将来國のために得ではないと思うということを、いざれも述べております。今日においては皆様、先生方はもとより、日本の世論であると思つておりまするので、これは大手、中小を問うわけではございませんが、特に中小の側がさよな羽目に陥っていることを、お耳に達しまして、特段のお力添えを願いたいと思って、いる次第でござります。

りました合理化法に盛られて進む予定でございます。いずれもけつこうなことでござりまするが、私どもの特にお耳に達したいことは、今までの六百三十万トンあるいは百万トンまだ残つておるかということでございます。これは調査その他の手順がやはり早くない点もございましょう。また、買い取りの申請をいたしておりますものの手続上の書類の不備といらざることございましょう。が、大方は——きょうは九州のほうの市町村の方、鉱害関係の方が参考人としてこちらの席にお見えになつていらっしゃいますので、私などよりもはるかによく御承知でございましょうが、やはり大方は鉱害に関する事態だと思つております。これは、鉱害の処置はもとより鉱業権者の責任でありますすることは申すまでもないのですが、まあいわば戦争によつてあるところを払いましたのとちと似たような、全くわれわれの予期しない世界的の油の下落というような目にあいまして、直面いたしまして、安定した鉱害は、御承知のように臨時石炭鉱害復旧法もございまして、だんだん復旧して参れるのでございますが、安定いたしませんものについて、普通のときでありますれば、将来十年なり、二十年なりにわたつて必ず復旧するというつもりでやつて参りまするけれども、ただいまのような経営そのものが激変いたしまするような時代には、なかなか安定いたしません鉱害に対して準備をするほどの余裕もございませんし、まあかりに準備をいたそうといたましても、御案内のように、

安定いたしました鉱害の復旧のための金を積み立てる場合には、損益計算上損金算入が認められまするが、未安定のものにつきましては、さようなことはできない。これは余裕のありましたときの話でござりまするけれども、さようなことも関係いたしまして、安定したもの、まだ復旧が完成しない、また、未安定のものというのが錯綜いたしておりまするため、炭鉱整備の事態が激進しているように思われますので、私の考え方では、何かこれには新たな闖のほうの力が、伸べられるような方法がなからうか、かように考えておるわけでござります。

それから、新しく六百二十万トンのワクが本法律によつて追加せられようといたしておるのでござりまするが、本三十七年度は、御案内のように、また仕上がりを低下をさせるために多少とも増産をしなければならんような羽目に陥つておる。で、増産をいたします——新銳炭鉱を増産するのは、当然の構造の変革に伴うことだと思うのでありまするが、それにあわせまして、老朽炭鉱、殊に大規模の老朽炭鉱はさつさと整理をしなければ、需給は安定いたしませんと思ひます。どちらに岡さんなり、早立さんなり、労働組合の方々がおいでになりまする前で、いかにもこう整理のようなことをきわ立てて申すよなことに相成りまして恐縮ではありますけれども、何と申しましても、非常な過剰な炭をもつて鉱業そのものを安定させるといふことは、これはますは困難の状態ではなかろうかと思うので、この際、從来のような社会的の意味のありまする炭鉱の整備でなく、需給関係に直接関係

のありまするような大規模炭鉱の整理を、三十七年度に現実に行なわなければいけないのだと私は信じておる次第でございます。

○委員長(武藤常介君) 両参考人は、最初に述べたとおり三、四十分だらうと思うのです。

ると、当時の政府の石炭に対する意図の発表と、いふものは、たまたま炭労争の池田総理、あるいはその他閣僚の皆様の方とおきめになつたのが新聞その他の発表になつておつたのですから、萩原会長さんの言われる政府のエネルギー問題を指しておられるのか、このように

い。したがつて、われわれも微力でよからやむを得ないわけですが、きわめて参考人の方には気の毒だと思つておるわけです。ですからあまり参考人の方にしつこくお尋ねするのもどうかと思いますが、遠慮するのが当然かもしれませんのが、ただ萩原会長さんにお伺いしたいことは、会長さんとどうお立場になるか、あるいは北炭の社長さんというお立場になるかは別よ

ほらが金回りが悪い、当然なことかね。されませんけれどもたいへん気の毒話である。ところが大手のほらは干、市中銀行でも國の金でも融資する事が多いにもかかわらず、大手ではきないけれども、中小企業たつたやつてはいるといふこの理屈をひとお教え願いたいわけなんです。私どはどうもそういう点が納得いかぬのです。こういう点はいかがでしようか。**O 参考人（萩原吉太郎君）** ただいま即買即売は非常に可し申しますが、中

に心の。でもつらでる者なも

については特に工場立地をお考えをいただいてお建てになるような方針の御指導を願つて、炭は主として電気のほうに向けられるよう願わしく、そ

五日には政府が出されたエネルギー対策の中の石炭の問題、これは炭労と政府が話し合ってきめたことを指しておられるんですか。

れました。あれは各項目ですが、その一つとしての総合エネルギー政策、私はこの対策全般については路線を敷かねて非常にけつこうである。しかし総合エネルギー政策の中身については、いまだ政府は何らの表示をしてないところであります。それでたとえばいろいろな処置をこうどるということを、

この会長さんの巣下の三つの山が、答  
二会社ですか、あるいは系列の違つた  
会社になつたのですか、僕はその会社  
の内容はわかりませんけれども、とにかく  
会長さんのほうから切り離されな  
ということは事実なんですね。そうい  
ますと、私どもは現在の日本の経済状  
態から見て——これは石炭ばかりに四  
らぬと思うのですが、なかなか世の土

御質問は非常に何と申しますか。中  
をついた御質問でありますて、ここ  
われわれ経営者としても非常に悩み  
あることを感じております。これは  
しろ私は協会長としてよりも、ただ  
ま阿部さんのお尋ねのように、他社  
どういう意見を持つておるか知りま  
んが、北炭の社長としてお答えいたし  
ます。そうしてまた、現に三山の分  
をやつた当事者としてお答えいたし  
いと思うのでござります。

離えし た離しせがいむがに心

とかけ離れた安い電力料金の設定を含めた電力料金を設定なさるようになされ  
けられたらばよろしいのではないかと  
いうふうに私は考えております。

つかない。そういう意味でこの総会議事録がエネルギー政策が樹立されることを望んでいるということを申し上げましたのでございまして、総合エネルギー政策について、政府とどういうふうに総合エネルギー政策はあるべきであるといふ具体的な内容については実は私は聞いておりません。もしおわかりで

○阿部竹松君　もう一点、たいへん恐縮ですがお尋ねしたいのですが、実は私たちもときどき委員会に参考人の方に来て顶いて、皆さんはわれわれより専門家でおありますから造詣が深いやうで、きわめて参考になる意をお聞きするのですが、予算委員会その他のある委員会に、委員各位がひとつ参考人をお招きして意見を聞くではないかということで、皆さん右

いう要素が強い中で、斜陽産業といふ  
ことで、当てはまる言葉かどうかわから  
ぬけれども、かえつて石炭産業が大で  
ではやつていけぬけれども、中小炭鉱が  
ならやつていけるというこの理屈がわ  
はわからぬわけです。大手であれば機  
械化するとか、あるいは坑内外の近鉱  
化を行なうという理屈もございました  
う。しかし中小になると資力も乏し  
ものですから、さいぜん連合会の長  
さんの話にもございましたが、借りよ  
れども、どうもお手元にないといふ

いたしました根底をなすものは何であるかと考えますと、これは私企業としての経営者の考えであつて、北炭とうものが、能率の悪い、赤字の山をやり離したのは、いかにいろいろのこと申しましても、それが根本なのであります。そうして、その結果をみると、これが分離した結果といふもは相当の成績をあげておる、あるいは黒字に転じておる。そこでそういう方向をたどつたのでございますが、私自一面においては、こうした行き方とうのは、やつておる本人が申すのはなはだ恐縮でございますが、私自

身、いはきはのまごと切いしあ

○委員長(武藤常介君) それでは、初めにお断りわざいたしましたとおり、萩原、長岡両参考人に対する御質疑があれば、この際発言を願います。

あつたらその点についてお話ししたいだ  
いてお答えいたしたいと思います。  
**○阿部竹松君** さいせんのお話の中  
で、四月五日云々ということでの政  
府の総合エネルギー対策をいろいろ  
申し述べておられましたんで、そうち

ひとつ参考人をお招きして意見を聞くうではないかということで、皆さん左に勉強していただきて委員会で参考意見を聞く、しかし私の承知しておる限りでは、なかなか皆さんの御意見といふものが政府の政策に盛られてこな

う。しかし中小になると資力も乏しくなるのですから、さいぜん連合会の長崎さんの話にもございましたが、借りより払った金が多いほどであつて、金幅があるけれども、若干差があるくらいだというようなことで、中小企業の

は相当の成績をあげておる、あるいは黒字に転じておる。そこでそういう行方をたどつたのでござりますが、私一面においては、こうした行き方とうのは、やつておる本人が申すのはなはだ恐縮でございますが、私自ら

## 身・いはきは

いたしましては、こういう行き方と  
いうものが私企業的立場を離れて石炭  
鉱業全体としてみて、はたしてこれが  
プラスであるかマイナスであるかとい  
う点については、非常に悩みがあるの  
でございます、これは。そうして、こ  
うした行き方でやつていくといふより  
も、むしろこれをもじどうして本なり  
立たないものであれば閉鎖していくの  
がほんとうじゃないか、ところが、この  
行き方をとりましたことは、多くの労  
務者を抱えておるために、一方では会  
社の経営を強固にしろということと、  
一方ではそれのほうがかえって人員の  
整理、離職者を出すよりいいといふ  
ところからやつたのでござりますが、  
ただいまこういうあらうな考え方やつた  
のでござりますが、悩みと申しますの  
は、おそらく阿部さんも言葉には出し  
て申されませんが、なぜそのほうがい  
いというのだ、それを教えてくれ、こ  
の質問の中には、おそらくそれは分離  
した会社といふものの労働条件の低下  
というものによって生きているのではないか、  
こういう点をうちを持っての  
御質問であると解釈いたすのでござい  
ます。まさに私はこれは北炭の社長と  
して言うわけでござります。労働条件  
は、残つておる石炭、私の会社の各山  
よりも、これは分離した会社において  
はその当初においては変化がないとし  
ても、たつに従つてこれは労働条件が  
低下すると考えておるのであります。  
そうしてそこに私の悩むところがあり  
ますので、これははたしてこういう方  
策というものが、これはすでに二年も  
たつておりますが、われわれとしては  
分離していくことによつてプラスと  
なつた面は、非常に労働者が働き出し

うことにつ  
つておりま  
じかまの  
非常に労  
う出したとい  
ついては配  
な思想のも  
ます。今般  
この分離と  
三山にお  
せめてそり  
うが私どもの  
ます。能率を上  
ます整理を  
升で御勘弁  
から見て完  
えているの  
した悩みが  
升で御勘弁  
らの質問も  
の方もお急  
いの方に一  
ます。

参考人に御質問  
石炭業界で何干  
うだといふこと  
太郎君) ただん  
本で出せるか、  
と思います。  
なうで油を、無  
として、安い  
いたいと、こと  
ひつたと思うの  
についてもいろ  
うがござります。  
はおっしゃるよ  
石炭と抱き合  
前に総合エネ  
めて、一体何干  
きめて、たけげ  
んかかえておれ  
になれば、電力供  
に大きな問題あ  
す。九州等はま  
す。たゞ、石炭だけ  
んかかえておれ  
となるか、そりそ  
なるか。こうい  
すが、長岡(なが  
の)市にあります  
が、関東付近で大  
きなない。そろそ  
おりますか。おま  
じが私はあるとこ  
から、どういふ  
こと非常によく  
うと思ひます。

れば離職者がよりよい理論的に向としてござるといふべきを以てこの現状においては、強行処置はことは、政需要の分野でいくといふ。こうよいといふことは、そではなくしてある。されど現実を無視しては、結局返つてくることは、それが炭税五百万吨たのでござります。これが石炭協定と見えて、私は、を最後までかといふが、さして、その他で申しますが、いたままであります。

者をよけいに出す  
一千五百万トンとい  
う理論は、こ  
れ成り立つと私は  
ます。が、遺憾な  
ことの意外に、  
需要の面において  
各消費者産  
業において、み  
よい使わせる  
はとり得ない。  
政府において、み  
て、この機会にやや  
懇意があるとい  
うべきは、ならぬ  
と思います。これで  
よいのだな  
と尋ねれば能率を  
上げるには、それだけに  
いう点から見て  
ことでは私は  
先ほど申し上  
げたと  
ればといって五  
年後視して増ワクナ  
局はこれは財政  
局のワクの堅持  
になります。  
この五千五百  
年守ることが正  
しいと思います。  
この五千五百  
トントンとい  
うかいか。しか  
くの大きな原因

その意味に  
いうものは、  
大されたほう  
になるのじや  
それは一つの方  
考えておるの  
がら政府にお  
て自由主義の  
業について需  
求というような  
ただ望み得る  
すからこのの  
とを起こして  
には望み得な  
それだから  
上げれば離職  
のないと言つた  
といふことで  
けましたとお  
十五百万トン  
するといふこ  
としてはね  
ておるのでこ  
・今日われわ  
しても、五千  
を主張いたし  
わきへそれる  
業の問題とし  
カトンのワク  
しいのかどうう  
うことに触れ  
れは関連産業  
は困るのであ  
ンを現状に置  
しながら、こ  
となつており

願いたいと田

心います。  
他の委員がどう思  
うか、参考人へお尋  
ねから、両参考人へ  
質問申し上げます。  
御説明の中で、  
されておるのと、  
いから、ますま  
らぬと、これで  
思つておるわ  
の状態から將來

らの質問も  
の方もお急  
いの方に一  
ます。  
五千五百万  
に能率を上  
ます整理を  
か私どもの  
けです。そ  
米の見通し  
千〇

うのはほとんどない。したがつて、このから電力の  
ございますのであります。そういう点で、お考えになつて  
参考人(萩原吉彦) ごめんなさい。  
五百万吨がど  
以上三点を御質  
せ願いたい。

は、一割減と  
通じての統一と  
また当時右記  
のところによ  
つて、わが國に  
そらく需要の問  
から、おおよそ  
ましたとおりに  
、ワクが制定させ  
ます。もとより  
五千五百万ト

いうのが、これ見解でございま  
す。そうしたことを  
においても、横  
限度であろうと  
五千五百万ト  
れたると考えるの  
り、たゞいま申  
能率をあげる  
のワクに繕ら

たのでござる。ただ、どうぞよろしくお断り下さい。私は、最後までかといふ斷りをしていわゆるその他の町にいたままであります。の石炭存貯場でござりますが、

この機会にやや  
こひます。が、將  
この五千五百  
こし守るとが正  
心念があるとい  
だきます。こ  
取り違えられ  
五千五百万ト  
こよいか。しか  
航の大きな原因

わきへそれる  
来の問題とし  
カトンのワク  
しいのかどう  
うことに触れ  
れは関連産業  
は困るのであ  
ンを現状に置  
しながら、こ  
となつており

需要が増大していく中において五百五十万トンと限られたものだけを国内エネルギーをしばつておいて、今までこれが一朝途絶いたしましても役に立ちますけれども、非常に増大し、よって市場が制覇された場合、この五百万トンぐらゐのものであつて、もし途絶した場合、もしくは外國の資本によって市場が制覇された場合、この五千五百萬トンだけで役に立つかどうか。こういふような國家の經濟の上、大きく見れば国家安全の上から見て、五千五百萬トンといふものは、われわれが現在合理化法に示された路線を一応達成いたしました曉においては、そろいふふるな見地からさらに五千五百トンを需要の増大に従つてこれをセキュリティに役立つように増大する方法はないか、ということは現実の消費構造の変化なんですが、この現実といふものを離れて政策的に考えなければならないときが必ずくると思ひます。その意味においては、炭労側の主張しております拡大といふことは、そういう一点においては、私は、その政策として考へるときがくるぞ。今言つたところでこれは役に立たない。しかし他日は必ずそういうときがくる。もしセキュリティといふのが正しい理論であるなれば、必ずそらなくちやならない、こう考えておるのでござります。

おもに何と申しましても千八百万トンほどの炭を現在実勢力として出しておるのであります。が、その中で、御案内のように、無煙褐石が八、九十万トンから一百万トンくらいでございましょう。それから強粘——なかなか買つてもらえないのですけれども、強粘が五、七十万トンでございましょう。残りは全部一般炭でございまます。一般炭についての需要先は、御案内のように、セメントのときは、もう二、三年前、あの三十四年の十二月に合理化計画を立てられました時分に、私どもはセメントなども相当つかめると思っておつたのですが、これは今日では全くもうどうしどし油だけに変わつておりますので、まあ頼みに思うのは政府の力の及ぶ電気事業じゃないだらうかとこう思ふ。その点をまず強調いたしたいといふことがあります。

さて、そこで、それじゃどうして電力にとってもらえるだらうかというところでございますが、これは、御案内のよう、長期契約という方法ももちろんございます。けれども、まあ私も昔から石炭をやっておりますが、何と云つても割高のものをほんとうに責任をもつてとってもらうということは、なかなかむずかしいことだと思うのであります。したがいまして、ただいまだけの位置を決めるのではなくにもならないのであります。やはり価格政

こう思いまするので、油との価格のバランスということは同じにするというバランスчикなことはともかくとしたままで、ある程度相当の關税、消費税といふものでバランスをとつていくべきものであるという主張は、もう依然として私どもは確信をもつて変えないのでござります。そこで、油に対しても、あえて現在の定率の原油一〇%というのをもつと變えて、輸出品に及ぼすエネルギーといいますか、燃料の影響力はそぞあるはずはない。あまり資料はございませんが、聞き次回ではまあ二、三%ぐらいだという点から、關税、消費税を課すべきだといふ主張をいたしておるわけでござります。その場合に、しかばねが石炭のお得意様である電力にやはり高い油を買わせるということではまずいだらうといふので、電力についてはガス事業とかあるいはナフサを作る場合のことく無税になつたらいいでしよう。この辺はこのごろ衆議院あたりで大へんエネルギーを論ぜられる際に、原油だきまで論じておられるように拝聴いたしておりますが、原油だきが行なわれるか行なわれないかはともかくといたしまして、電気事業者のおたきになる燃料は、よそから入れてくる油に関するものは無税になつたらいいでしよう。そこで石炭の価格については、先ほど申しました一般的には關税でバランスを、油に対する關税または消費税をつけたものである程度のバランスをとり、そして電力料金というものは、これは現

ほど阿具根委員のおっしゃいまするようには、安い油とまぜてたけばそんなに高くならないだらうと思うのであります。万一ちょっとぐらい高くなりました場合をも考えまして、高くなつて、石炭鉱業に対しては、御案内のよろな電力料金の設定方法は、まあ現状ではいろいろの要素がござります、その中で特徴の非常にありますのは、普通の深夜に使うとかいよいよなことではなく、また大口 小口の区別でなく、受電設備の区別でなく、むずかしいことのようござりまするが、農地用の灌漑用水用電力料金という特殊な産業向けの特定の電力がござりますね、現在供給規程にびしつとござりますから、そういうものがなぜ保安を重視する炭鉱の電力に新設できないものだらうかということを考えておる。これはもう各方面に私ども述べておりますので、それらを総合いたしましてといいますか、みんなのしゃべったことを責任をもあまして、一べんに短時間でしゃべりましたので、ただいまのようなることになつたのだと思つております。

は、石炭協会、あるいは本日お見えになつておられる中小の団体である日本石炭鉱業連合会にはあらかじめ相談があつたのか、なかつたのか、経営者の皆様の方の御意見等をあらかじめ政府は聞いてあるのよな案を出したのかどうか、これをまず承りたいと思うわけです。先ほどのお話によると、何か全然相談もなかつたといふようなお話をあつたようにお聞きしましたが、この政府案によりますと、たとえば調査団を派遣して、調査団の出す結論を尊重する、その結論に基づいて政府が具体的な措置をするまでは、経営者の側も人員整理はやめる、労働組合は争議行為をやめる、労使の相互関係が政府提案の一番大事な骨子になつておるわけで、そういう点から見るならば、当然経営者の皆さんにもあらかじめの相談があつたと、こうわれわれは見ておるんですけど、それはあつたのか、なかつたのか、それをまずひとつ簡単でけつこうでございますから、お聞かせ願いたいと思います。

いますが、回答の内容についてどうするかということは遺憾ながらつんばさしきに置かれました。しかしあたといえればあつたようだと申しました意味は、これはなかつたといえはなかつた、あつたといえあつたという意味で、あつたというのは、回答の日になつて、これはもうでき上がつたものを、大体こういうふらな回答になるだろうということを提示を受けました。しかし回答の案文そのものというものは、炭労に対する回答の前であるからといって、案文そのものの明確なものをちよだいできませんでした。したがし回答の案文そのものというしかしなるほどそくかと思つて、知つてゐるけれども、われわれその当日やつたところが、案文そのものは炭労側からだらうと思うんですが、りつぱに流れてきて、それをわれわれ見した、こういうふうな結果で、私たつていたとこらが、案文そのものは全然話がなかつたといわけではないけれども、こういう回答をするようになるんだといふ話は当日までありませんでした。これはあつたのほうには全然話がなかつたといふことはないけれども、こういう回答を

○参考人(長岡孝君) 田畠委員の御質問でござりますが、ありのままに申し上げれば、私どもは五日の昇過ぎでございましたが、通産省のほうから、政府はかくかくのことをやることを明日開議できるはずであるといふお話を

伺いました。あした開議できめるはずであるといふお話を——お話を伺いました。そこでその後私は、読売新聞の論説委員の方が通産大臣に質問をして、通産大臣が答えておられるのをラジオで伺いましたが、これは——これはといふことは、開議の決定は、政府といたしましていろいろの社会、経済の問題を憂えて、自分で自分を縛る決定をしたのである、こういふようにラジオで伺いました。私もさよだと思つております。したがいまして、私は石炭の政策があれでおしまいになつたとか、あれで賛成であるとか、反対であるとか、かよくなことは一切言わぬことにいたしておるわけでござります。今後まだどしどし言ひべきことはびしひ申つもりであります。

○田畠金光君 その辺のいきさつはよくわかりましたが、そこで萩原会長にもまた長岡専務理事にもお尋ねいたしますけれども、先ほどお話を伺つておられけれども、先ほどお話を伺つておられますと、今度の閣議決定によつて新たな政府の石炭政策が発足する、これますけれども、先ほどお話を伺つておられたお話を伺つておられるようです。ただ世間でいりますと、この閣議決定によつて新規の批判を加えておるのを聞いておられますと、どうも今度の政府決定といふのは、あまりにも政治的に走つたのが、さればといつて、回答の作成にあつてあらかじめ話があつたかといえればあつたといふことになりますが、さればといつて、なつたといふ状態で四月五日といふものは経過いたしました。五日前にはございません。

○参考人(長岡孝君) 田畠委員の御質問でござりますが、ありのままに申し上げれば、私どもは五日の昇過ぎでございましたが、通産省のほうから、政府はかくかくのことをやることを明日開議できるはずであるといふお話を

それの問題について意見の集約もなされている、あるいは労働省なり通産省の所管においても十分のこの問題については調査をし、計数的にも問題は問題として出されているはずだ、二、三ヶ月の調査團ではたして権威ある調査結果が期待できようか、かりに期待できるとしても、あまりにも大きな責任を調査團だけに付けるよな結果になつていはせぬかといふ、いろいろと意見があるわけです。先ほど萩原会長は、ちょっとと私聞き漏らしましたが、そこで萩原会長にもまた長岡専務理事にもお尋ねいたしましたのであるのかもしれません、今までの政府の石炭政策に非常な关心と期待を寄せておられるというお話をですが、政府は六つの点を具体的にあげているわけです。六つの具体的な項目のうち、どの点が石炭業界としては一番期待されておる内容であるのか。たとえば、先ほど質問のありました第二会社もまた長岡専務理事にもお尋ねいたしますけれども、先ほどお話を伺つておられたお話を伺つておられるようです。ただ世間でいりますと、この閣議決定によつて新規の批判を加えておるのを聞いておられますと、どうも今度の政府決定といふのは、あまりにも政治的に走つたのが、さればといつて、なつたといふ状態で四月五日といふものは経過いたしました。五日前にはございません。

○参考人(萩原吉太郎君) 先般の政府の石炭政策について、世上いろいろの批判を加えております。新聞紙上において加えておるようござります。私はこれは、その批判を加えておるのとは間違つておると言いたいのであります。なぜなれば、政府が事情のいかんを問わずに、ああした一つの前向きについてはある角度から検討し、そ

論を生み出すものと私は期待しておるのでござります。

次に第二点の、今般の政府の処置において何を重点的に見るかと、こういふ御質問でござります。ただいま、その中の租税その他の問題に関するかと、こういふ御質問でござります。ただいま、そもそも、いやしくも一つの線を拡大しておいて何を重点的に見るかと、こういふ御質問でござります。ただいま、その一つ一つの問題とてはのみがたいことであろうと、私たち石炭經營者といたしましては、これに對して、政府の今までの取り得ないのでござります。この石炭問題の重大となつております一つは、雇用する労働者が多い、これの幸運といふことを考へることが一つの大問題となつておるのでござります。この三ヶ月の期間といふものは、合理化法以来、論議されて數年になります。この委員の人たちは十分この問題を検討しておつたはずでございましておるのでござります。石炭問題が、合理化法以来、論議されて數年になります。この委員の人たちは十分この問題と、組合の雇い入れについてのいろいろな規制措置であるとか——これは皆様にとっては痛い問題であると思います。まさかこれに経営者の人方は大いに賛成だといふことで、新政策賛成だと言われているのじやないと思うのです。どの点を一番經營者の皆さんは賛成をなさつておられるのか。これを具体的にひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○参考人(萩原吉太郎君) 先般の政府の石炭政策について、世上いろいろの批判を加えております。新聞紙上において加えておるようござります。私はこれは、その批判を加えておるのとは間違つておると言いたいのであります。政府が調査團を作るにあつて、もし責任を云々するなれば、この人はたちは今日まで何のために發言しておられたのかと、私はそら申したいの結果は、三ヶ月であつても十分の結果

いましたが、なぜ効果があがらなかつたかといふと、この金融措置と財政措置といふことになると、この理論や何かすつかり忘れてしまつて、ほかの立場からいって、金を出さないことをもつて最もうまい政治であるといふように考え違いをしてくるといふところに、今までの石炭政策が失敗した最大の原因がある。私はこういう意味において、これは商工委員会であります。

が、むしろ大蔵委員会といふものは、この点について十分大蔵省といふものをお勧めしていただきたい、こう思つておりますので、第五項を私はすべての政策実施において、これに筋金を通すためにはこれが最大のものになると、こう考えております。

○委員長(武藤常介君) ちょっと速記

【速記中止】

○委員長(武藤常介君) 速記を起し

○田畠光君 たいへん萩原会長からいいところに触れてこられたので、いつも質問を続けたいと思つたのですけれども、今の金融措置ですね、これによると第五項目ですが、第五項目がこれは一番大事な点だらうと、われわれはこれは実行するが、やはりその際でも業界の方の御意見だらうと推察できました。が、今お話を聞いてさらにその点は確信を深められたわけです。

石炭協会からの資料を先般いたいたいわなくちやならぬ、そういうよくなお考えもときに萩原会長の構想の中等にあつたよな私は新聞で読んでいるわけですが、そういう点について萩原さんは御意見をこの際承つておけば、ちょうど今商工委員会では石炭関係の資金といふものは八十億で抑えられ

ておるわけですね。今石炭向けの政府資金といふのは開銀から八十億、それから例の合理化資金といふのが、ことは昨年よりも約十億ふえて三十二億と、こうしたことになつてゐるわけですが、皆さんとして具体的にどの程度の資金といふものが、政府のほうから今申したような形の資金といふものが協力できれば、炭鉱の合理化、近代化のためにこれらがやつていけるのだと、こうようないふ数字的なもの等を持つて政府に当たつておいでになるのかどうか、こういうことをわれわれはだから見て疑問を感じておるわけですが、それが一つですね。

それからもう一つ関連して、皆さん方としては社債とか増資とかいろいろござつて今日までやつてきたが、もう限度がきた、そこでこれからは財政資金等の大額な投下を願わなくちやならぬ、こういう御意見もありますようだ。またもう一つは、やはり価額の面から競合エネルギーと競争することはもはや限度にきた。しかし千二百円のコスト引き下げは、どこまでもわれわれはこれは実行するが、やはりその際にはやはりその際それをやつても、なかなかエネルギー

が一つですね。

ただ第二の増資、社債、これは石炭鉱業においては期待し得ません。それでまた市中銀行に対する融資も今日では揚超でありまして、期待し得ない。これは今日まで追い詰められた赤字経営に対しては、市中銀行としてはこれは当然であると思うのでござります。そこで現実の問題としても、政府の財政資金を出すことがこの資金を出し得ないときと考えておるのでございます。

第三点において千二百円の値下げすれば、これは財源がないというから、先般の四月の六日でございますかの閣議の決定に対してどういう考え方でいるんだ、これは決して政府に救済を求めているんじゃないのだ、政府はそうするのが当然であるという考えておるのでござります。

○参考人(長岡孝君) 先ほど田畠委員から、先般の四月の六日でございますかの閣議の決定に対してどういう考え方でおりました。これが日本石炭鉱業連合会としては一番重要視いたしておられますのは、ここにもしるしをしておりますやはり特段の金融措置でござります。

それから第二の日本石炭鉱業連合会のほうとしては、およそどのくらいの

考になるから一つお聞かせ願いたいと

思います。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問の、

協会としていろんな陳情をしておる

ことは、数字はあるのかという御質問でございますが、私どもの協会としましては、四十年までに石炭鉱業が黒字――

さらに引き下げたあとにおいても、

少なくとも安定した立場に立つとい

うためにどれだけの資金が要るかとい

うことであります。理論として私

は、重油と石炭の価格を比較して、そ

してその安定をはかるうといふことで

むしろ協会の技術的手段としてこれを大企業にも、先般のときにも示し

ませんでしたのは、まださらには検討す

ると同時に、いたずらに早く数字を出

すということはどうかということです。

これを大臣にも、先般のときにも示し

ませんでしたのは、まださらには検討す

ることは、数字は持つております。ただ

これで大臣にも、先般のときにも示し

ませんでしたのは、まださらには検討す

ることは、数字は持つております。ただ

金を期待しているのかという点につきましては、ただいま手元に明確なものございませんけれども、三十七年度に日本石炭鉱業連合会所属の比較的大きい年間六万トン以上くらいの出炭力を持っております山からとりました。資料について見ますれば、設備資金として五十九億ほどを投じた。こういうことが炭鉱の言い分でありますので、そのカバーレージ大体七五%くらい、金のほうで七五%くらいと見ますれば、全般では七、八十億円の設備をいたしたいという考え方を持っております。これは今まで毎年炭鉱から資料をとつておりますのとそろ離れておりません。三十八年度以降はそれより少ないと見ております。したがいまして、三十七年度においては七、八十億円の設備投資をいたしたい。

さてそこで問題は、先ほども三十五

年度の実績について申し述べましたよ

うに、何を申しましても自力で調達を

いたしまする力は少のござりますの

で、たいへん希望が大きいようであ

りますけれども、かねがね私どもは七割

くらいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話を

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自

由主義あるいは私企業を基礎にしてお

るということで、その点について遠

慮があるようでありますけれども、論

ぜられておる鉱区の整理統合あるいは

生産機構の問題についても、少なくと

も選炭あるいは混炭については共同化

が行なわれておるわけであります

特に流通機構の整備等になりますと、

石炭専用船だけではなく、流通機構全

くいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話

を講じなければ、そういう結果になり

ますよといふことを私は強く言いたい

のでござります。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問とい

たしましてお尋ねのありました私企業

があり、無秩序の人員整理をやつてい

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自

由主義あるいは私企業を基礎にしてお

るということで、その点について遠

慮があるようでありますけれども、論

ぜられておる鉱区の整理統合あるいは

生産機構の問題についても、少なくと

も選炭あるいは混炭については共同化

が行なわれておるわけであります

特に流通機構の整備等になりますと、

石炭専用船だけではなく、流通機構全

くいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話

を講じなければ、そういう結果になり

ますよといふことを私は強く言いたい

のでござります。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問とい

たしましてお尋ねのありました私企業

があり、無秩序の人員整理をやつてい

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自

由主義あるいは私企業を基礎にしてお

るということで、その点について遠

慮があるようでありますけれども、論

ぜられておる鉱区の整理統合あるいは

生産機構の問題についても、少なくと

も選炭あるいは混炭については共同化

が行なわれておるわけであります

特に流通機構の整備等になりますと、

石炭専用船だけではなく、流通機構全

くいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話

を講じなければ、そういう結果になり

ますよといふことを私は強く言いたい

のでござります。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問とい

たしましてお尋ねのありました私企業

があり、無秩序の人員整理をやつてい

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自

由主義あるいは私企業を基礎にしてお

るということで、その点について遠

慮があるようでありますけれども、論

ぜられておる鉱区の整理統合あるいは

生産機構の問題についても、少なくと

も選炭あるいは混炭については共同化

が行なわれておるわけであります

特に流通機構の整備等になりますと、

石炭専用船だけではなく、流通機構全

くいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話

を講じなければ、そういう結果になり

ますよといふことを私は強く言いたい

のでござります。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問とい

たしましてお尋ねのありました私企業

があり、無秩序の人員整理をやつてい

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自

由主義あるいは私企業を基礎にしてお

るということで、その点について遠

慮があるようでありますけれども、論

ぜられておる鉱区の整理統合あるいは

生産機構の問題についても、少なくと

も選炭あるいは混炭については共同化

が行なわれておるわけであります

特に流通機構の整備等になりますと、

石炭専用船だけではなく、流通機構全

くいまでは一つ政府関係の機関から

金融を仰ぎたい。そういたしますと七

七、四十九、約五十億円といふものを

政府関係の機関から期待しておるのだ

といふことは、他の機会におきました

も申し上げておりますところがござい

ます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

簡単に一点だけ萩原さんにお尋ねを

したいと思うのです。石炭問題、私企

業の限界を越す段階に来ているとい

うお話をですが、それから第一会社、それ

から粗鉱問題等についても悩みがあ

る、好ましいことではないといふお話

を講じなければ、そういう結果になり

ますよといふことを私は強く言いたい

のでござります。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問とい

たしましてお尋ねのありました私企業

があり、無秩序の人員整理をやつてい

くといふことは、これは望ましいこと

ではないし、石炭対策についての閣議

決定の中に、雇用あるいは労働者の生

活問題について考えなければならぬ、

あるいは施策をするのは当然だとい

うことでしたが、私も閣議決定の中

心をなしますのは、第五項に重点を置

かれましたけれども、全体を通じて流

れるものは雇用であるいは生活だ

と思ひであります。生産あるいは流

通機構あるいは総合エネルギー対策と

して全体が問題になつておるわけであ

りますが、そこで私企業の限界を越し

ておる云々のお考えならば、政府が自



第四の流通機構の合理化についてであります。これも答申は特に流通機構の合理化によって中間経費の節減をはかるべきだ、こういう答申がなされました。三十七年度の予算によつて若干の流通機構の改革の予算措置がとられた。しかし、答申がなされてから今まで、この流通面における合理化には手がつけられておらない状態であります。

それから第五の問題ですが、一千二百円下げる状態がどうなるか、これは私から政府が諸施策を強化することによつて四百円、いわば千二百円の下げが想定される、こういう答申の内容であります。今日大手のほうでは諸資材の値上がりがコストにはね返つて四百円だと思っております。中小のほうは二百八十九円ないし三百円だと思っております。この点若干理解に苦しむのですが、いずれにしても値上がりが三百円から五百円の間にある、こうしたことになりますと、物価の横ばいを前提とした千二百円の下げが現在できる状態にあるのかないのかという問題がございます。

最後に、実はこの人員整理の問題なんですが、答申の時点では約二十八万八千人の炭鉱労働者がおります。今日炭鉱労働者の数は十九万六千人になつております。計画では昭和三十八年度中に十七万六千人にするといふ計画であります。したがつて、このように三十四年の十二月の答申なり、あるいは三十五年の九月に行なわれた生産部会の答申の具体的な合理化についての施策が

どの面で実施をされ、どの面が実施をされなかつたのか、極言でたいへんおそれに入るのですが、六項目にわたる合理化に関する答申の中、いわゆる実施をされたのは首切りによる人員整理だけであるということを、今私が申し上げた具体的な内容から先生方に御理解をいただけるのではないかと思います。

したがつて、現在のこの合理化の現状を、基本路線といふのは、三十四年の合理化審議会の答申なり、三十五年の合理化審議会の生産部会の答申をもしさすとするならば、私は決して基本路線に沿つた合理化の実効を上げている現状ではない、こういふらに判断をいたします。したがつて、今後私どもどういうそれでは石炭産業の合理化を望むのかという点について若干意見を申し上げたいと思います。

実は四月の五日に政府から私ども要求した拡大安定の問題と、雇用安定の問題、最低賃金の確立といふ三項目について政府回答が行なわれました。先ほど経営側の参考人から若干意見があつたところですが、六項目にわたる回答の中心は、私は少なくとも一つは総合エネルギー政策の確立に踏み切つたと、こういふように理解をいたしました。もう一つは、石炭産業の雇用を中心とする総合的な調査を行なう、これが今度の政府回答のいわば柱ではないのか。さらに加えて政府と炭労との会見の席上、池田総理は次のように発言をなされました。新政策で政府が考えているのは、第一に雇用の問題である。第二に国際收支の問題である。第三に安全保障の問題である。私はこのことを骨子として今後の石炭政策を

推進をしたい、うそを申しません、こういう席上総理の言明があつたわけです。したがつて、今の合理化政策に關する諸問題は、池田総理がたまたま通産大臣のころに策定された石炭産業の合理化の方針であります。したがつて、今日、今申し上げた三つの点を新しい石炭政策の基本的な方針として總理が言明されておりますから、このことが基盤となつて今度の石炭対策が行なわれることを私は信じております。したがつて、先ほどの、これは田畠先生と萩原参考人の間で質疑があつたんですが、かりに今度の調査団が三ヶ月、あるいは六ヶ月かかることは、私はまだ予測の限りではありませんけれども、おそらくこの調査団にしろ、あるいはエネルギー審議会の討論にしろ、やはり政府が言明したこのことが中心になつて討論されるのが当然ではないのか、こういうふうに判断をいたします。

したがつて、まず第一に今後の石炭政策で私どもが望みたいのは、たゞいま申し上げた総合エネルギー対策の確立をぜひ次期国会には立法措置によつて確立をしていただきたいと思います。実はすでにヨーロッパに対する石炭の調査団、あるいは石油の調査団、今回の石油業法の提案、で、三十四年の十二月の合理化審議会も総合エネルギー政策をすみやかに確立せよといふ答申がござります。加えて三十九国会で三党一致の決議の中でも、総合エネルギー政策をすみやかに確立せよといふことがうたわれました。したがつて、今日のこととはもちろん国際はもちろんです。これが、世論としても私は當識ではないのか。しかも、その素地はでき

ギー政策というものは早急に確立をされる段階にあるというふうに理解いたします。したがつて、ぜひ本件については基本的に石炭対策の柱として講先生方の御検討を願いたいと思います。

それから第二の問題ですが、具体的な施策として、私はまず第一に、雇用安定を基盤として今後の石炭対策を立てていただきたいと思います。これは理由のないことではございません。先ほど申し上げたように、政府が当初立てた全国の炭鉱労働者は十七万六千人に対して現在はどうか、十九万六千人であります。おそらく計画の八〇ないし九〇%が遂行されているのは、この人員整理の問題だけでありますから、その人員整理と合理化的関係では非常に矛盾として露呈をしたのが、人員整理を行なつたんだけれども、コストの低減にはならなかつた、こういうことがありますから、この際人員整理を幽めをすることによって、やはり本来の石炭産業の合理化にとりかかる必要がある。それは何か、生産面における近代化、機械化の問題があります。あるいは技術面の合理化の問題もあります。こういったところに、まずは第一に手をつけなければ、首切りが合理化だ、こういう今までの考え方を持つている限り、本来の合理化にならなかつた。こういう考え方を持つておられますから、ぜひ雇用安定を基盤とした今までの実績を、こういうことで踏み切つておられる具体的な内容を、今後強力に推進をする、こういうことで踏み切つていただくべきではないのか、こういうふうに考えます。

それから次の問題ですか。実は日本  
の石炭産業の一番弱点になつていてるの  
は、大体国内資源としての石炭が幾ら  
あるのか、どういう状態に置かれてい  
るのか、掘れるのか、掘れないのか、そ  
ういった基本的な調査が行なわれてい  
ない、ということあります。したがつて  
各企業との埋蔵炭量の調査なり、賦  
存状態の調査が行なわれておりますか  
ら、行なわれていない部分の埋炭調査  
とか、そういうことであります。したがつて  
各企業との埋蔵炭量の調査なり、賦  
存状態の調査が行なわれておりますか  
ら、行なわれていない部分の埋炭調査  
なり、賦存状態調査を実施する必要が  
は立たない。今までこういった方面に  
ついて非常にずさんであつたために、  
鉱化といいますか、集約鉱床といいま  
すか、そういう方向での合理化計画  
は立たない。今までもこういった方面に  
ついて非常に多くあるわけです。  
ですから今回、政府回答にある雇用を  
中心とする総合的調査、この内容に、  
ぜひ今提起した埋蔵炭量なり、この炭  
がどういう状態にあるかという調査  
を、基本的な合理化計画を立てるため  
にも、ぜひ実施をしていただきたいと  
思います。これがなければ、今政府が  
いうスクラップ・アンド・ビルトとい  
う政策は具体的には実施されません。  
こういうふうに私どもは考へます。  
それから最後に、流通過程における  
合理化の問題であります。これも今  
度予算で石炭専用船を作るということ  
が可決をされておりますが、これだけ  
では、その問題の解決にはならない。  
答申にも規格充炭という問題を取り上  
げております。販売機構の元化を研  
究しろといふことが取り上げられまし  
た。こういった流通面における合理化  
を積極的に取り上げれば、政府がいう

千二百円の下げを、首切りでない他の合理化で吸収することが可能だ。どういうふうに判断いたします。時間の関係で、それでは具体的にその内容を解明するいとまがないのは残念でござりますけれども、以上、基本的な政策についての考え方と合理化の現状の把握の仕方について申し述べました。

望むのかといふ点で、六点にわたつて申し上げた次第ですが、今まで私どもは、しばしばこういった内容を中心にお見聞陳述を行なつて参りましたが、ぜひ今日申し上げたこの諸点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。以上で意見を

終わりたいと思います。

○委員長(武藤常介君) 次に、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員早立栄司君にお願いいたします。

○参考人(早立栄司君) 私、全炭鉱の関係三法案並びに合理化政策に關連しまして、私ども全炭鉱の態度を簡潔に申し述べたいと存じます。

まず最初に、私ども從来から石炭産業を安定化するための私どもとしての考え方を具体的にいろいろの機会に申しあげましたが、本日は、それらのこまかいい点について申し述べることを差し控えまして、ただ一点、基本的な私どもの考え方を申し上げたいと思います。それは、ただいま炭労の問題から意見がありまして、拡大生産方式の考え方ということが述べられましたが、その点について、若干私ども全炭鉱としては異なった考え方を持つ

推進するにあたって必要な政策的な事項、つまり政府において石炭産業に施すべき必要な施策、あるいは最近の事情のもとにおいて、今の合理化路線を進み得ないような新たな障害が出て参つてきておりますから、そういう危害を除去するための政府の施策、こういったものを政府に向かつて求めて参つてきたわけであります。同時にそのことは昨年来、私ども具体的にいろいろな項目をあげ、その施策について政府あるいは関係方面に要請して参つたわけであります。ところが、とにかくも三十九年度までは、そういう態勢で石炭産業企業の基盤の安定化を期そうといふことで進んで参つてきております。

そこで本日、御下問のあつた三法案につきまして、私どもの今申し述べたような基本的態度のもとに、これを検討いたして参りますといふと、第一番に、鉄山保安法の改正に関する問題であります。ですが、これは石炭産業を安定化するためのもうろの体質改善策等を通じて、その結果として、本来の保安の完備が達成されなければなりませんが、残念ながら現状においては、その体質改善の遂行と相対つて、それと連して、かえつて従来よりも保安面において悪化するという傾向も間々見受けられてきておりますので、こういった面については、ぜひとも体質改善等の上一つの障害、問題点として保安に対する完備対策を充実すべきである。こう考えて参りましたが、幸いにして保守委員会等において、この問題が取り上げられ検討された結果として、今ありますから、これについて、今日の中間報告が出され、それに基づいて出されたところの法の改正案でありますから、これについて、今日の

段階で私どもは賛成を申し上げるわけではあります。同時にまた、この改正のみによつて保安が完備するものではありませんから、保安委員会の決議によつて、将来、より抜本的な保安法の改正の行なわれますことを期待するのであります。

それから第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正についてであります。が、この中で新しい方式によつて、さらに六百三十九万トンのスクラップ計算が出ております。そのことはそんに働く労働者の面から見た場合に、非常にわれわれ労働組合としてたゞが、ない問題であります。最初に申しますが、たゞに、そういうことを行なう以外に石炭産業を安定化する道がないと、いう立場から非近代的な非態態な炭鉱をスクラップ化して、石炭産業全般についての近代的な粒のそろつた炭鉱を作り上げていくという立場から、この法案について賛成を申し上げると同時に、さらにつの六百三十九万トンのスクラップ化に伴つて生ずる離職者について、一つはその雇用対策を政府が責任を持つて確立をするということと、さらに離職金が今日まで支給されておりましたが、それはわざわざ平均賃金の一ヶ月分相当額といふことになつて、同時にその程度の予算措置しか講じられておらないように承知をいたしておりま

いと思います。そういう面の期待とお願いを含めて、この法案について私は賛成をいたしたいと思います。

それから、第三に産炭地域の事業法案でございますが、石炭の需要確保、あるいは産炭地域における炭鉱離職者の雇用機会の拡大というような面から考え、産炭地域の振興ということが必要なことは、ここで申し上げるまでもないと思います。その線に沿いまして、具体的にそうした施策を行なうための事業団が今日作られる段階になりますしたことについて、私どもは心から喜びいたします。ただ、問題は、この事業団が三十七年度においては、政府出資五億あるいは政府の融資五億というわずかに十億程度をもつて発足するという点において非常に不満を感じるわけでありますし、この事業団を作り、そういう新たな制度を作られることについて全く賛成でありますけれども、願わくは、この事業団が今後十分なる目的に沿ったところの仕事をでき得るよう、十分なる事業団に対する予算の裏づけ措置を行なつていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、今後の石炭合理化政策について簡単に一、二点申し述べたいと存じますが、四月四日から五日にかけて炭労並びに私ども全炭鉱に提示されましたところの政府の石炭対策に対する考え方を見まして、私どもとしての間に労使協議会を持ち、あるいはその労使協議会の中において確認事項の項につきましては、従来から經營者を取りかわして、体質改善に伴う労使間の諸問題についての解決のための

ルールを確立いたして参つてきておりまますから、そういう面では、いわゆる新聞で騒がれておるようなあの第一項の二・三ヶ月間の労使休戦とか何とかといふような問題等につきまして、私どもの組織としては害もなければ、同時にまた、その方法がとられたことによつて、従来のわれわれの関係において特段にプラスになつたと考えられる面もないわけでございますけれども、いずれにしましても、石炭産業全般として、これを見た場合に非常にけつこうなことではないかと考えております。

ただ同時に、先ほど経営者の代表からも述べられておりましたが、要は、あの六項目において、それを今後効果的に実施をいたしていきますためには、

何といつても金の問題であろうと思っております。したがいまして、あの六項目で述べられておるところの今後石炭産業に対する政府の金融措置という

ようないんではないか、同時に、従来よりおこなつておる次第でございま

す。先ほど石炭協会の萩原会長から

は、各炭鉱企業は、現在の私企業のままの姿で十分責任を持ってやつていけ

るといふような御意見があつたように承知いたしましたが、私どもとして

は、石炭産業は、もはや従来までのよ

うな私企業形態をもつてしてはやつておきませんけれども、要するに、従

ふうに今日考えておる次第でございま

す。そのことは国管か国管とか、そういうことを必ずしも意味するものではございませんけれども、炭田別に

併といふことも、この中で行なう必要

の条件の共通性等から、割合いかなり

によつて介入することによって、言ひ早い時点で達成し得るようなところにかかるならば、一つの立法措置によつて、こういう面をうまくやれるような

あるから、ここに政府が何らかの措置

を講ずべきではないか、こう考え

があるのではないか。多少回りくどい

つきましては、会社の合併、企業の合

産業を安定化するために、従来からの

合理化の線を今後推進するといつしま

しても、それに付随するところの資金的

な助成が重要であり、その面について

、今後は政府から膨大な資金措置と

から見ましても、金は政府からもらつて、田川市のことのみを申し上げるこ

とはどうかと考えますけれども、そ

の一例として、田川市の実情を申し上げますと、本年度の総予算は十二億三千百八十一万六千六百円となつております。参考に供したいと存じております。

まず、全鉱連の責任者といたしま

て、私は法案に対して意見を申し述べます前に、まず加速度的に加わってお

ります。そしてまたそのことは、石炭

町村会連合会の会長で福岡県田川市長の坂田九百百でございます。本日は当

商工委員会におきまして審議されます

産炭地域振興事業法は二法案に

ついて参考人として意見を開陳する機

会を与えられましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私は法案に対して意見を申し述べます前に、まず加速度的に加わってお

ります。そしてまたそのことは、石炭

町村及びその住民にしわ寄せされてしまうことを防ぐために、

まず、全鉱連の責任者といたしま

て、田川市のことのみを申し上げるこ

とはどうかと考えますけれども、そ

の一例として、田川市の実情を申し上

げますと、本年度の総予算は十二億三

千百八十一万六千六百円となつております。参考に供したいと存じております。

以上で、私の陳述を終わります。

うものを制定し、この法律によつて必要な規制を加えていくべきではないか、こうふうに考えております。

○委員長(武藤常介君) 次に、全国鉱業市町村会連合会の会長で福岡県田川市長の坂田九百百でございます。本日は当

商工委員会におきまして審議されます

産炭地域振興事業法は二法案に

ついて参考人として意見を開陳する機

会を与えられましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私は法案に対して意見を申し述べます前に、まず加速度的に加わってお

ります。そしてまたそのことは、石炭

町村及びその住民にしわ寄せされてしまうことを防ぐために、

まず、全鉱連の責任者といたしま

て、田川市のことのみを申し上げるこ

とはどうかと考えますけれども、そ

の一例として、田川市の実情を申し上

げますと、本年度の総予算は十二億三

千百八十一万六千六百円となつております。参考に供したいと存じております。

まず、全鉱連の責任者といたしま

て、田川市のことのみを申し上げるこ

とはどうかと考えますけれども、そ

の一例として、田川市の実情を申し上

げますと、本年度の総予算は十二億三

千百八十一



たことを深く感謝いたします。しかし  
ながら発言時間の制限がありますので、  
石炭合理化臨時措置法の鉱害に関する  
部分を要点のみ率直に述べさせてして  
いただきますので、あしからず御了承  
を願います。

第一に、石炭鉱業の安定をはかるために合理化を強力に推し進めていく必要があることは考えられます。しかしながら、石炭鉱業被害者は、合理化促進の過程におきまして鉱害賠償の処理問題が困難になることを最もおそれておるのであります。今までは、不良炭鉱、非能率炭鉱は、石炭合理化事業団が採掘権を初め炭鉱の設備を買い上げることによって、石炭鉱害に関する限り合理化事業団が鉱害を与えた鉱業権者と連帶して賠償の責めに任じておるので、鉱害被害者は、加害炭鉱の資産や、買い上げ後に発生することを予想されれる鉱害に対する賠償については、問題があつても何ら危惧の念は少なかつたのであります。今回の石炭合理化臨時措置法の改正は、採掘権または鉱業権の消滅の登録を行なわれた後には、定められた基準に適合するところは、石炭鉱山整理促進交付金を交付して、その交付金の限度内において未払いや労銀、鉱害賠償債務の弁済をさせることにしたために、合理化事業団は、ただ単に交付金を保留または支払いをなすだけで、鉱害賠償の責任を負わなければなりません。交付金の限度内では百パーセント鉱害が賠償されることは、そのまま放置される心配があります。炭鉱が廃止、閉鎖され、採掘権が消滅した場合、賠償を求めても、

よりどころがなくなつてしまふために、実際問題としては、鉱害賠償は行なわれない結果となります。その意味では、鉱害被害者は、石炭合理化事業団が賠償の連帶責任を持つものであります。従来の合理化事業団の買い上げをおくらせている大きな原因は、すでに発生しておる鉱害の処理ができないためであり、今回の改正により鉱害賠償が行なわれないものが多くなります。

第二点は、交付金によって、鉱害賠償をどの程度満足させることができるかということを考えると、心配であります。炭鉱不況のおり、特に中小炭鉱の労資支払いの渋滞、未復旧の鉱害は累積しておるのであります。従来石炭業合理化事業団が炭鉱を買収する場合には、すでに認定しておる鉱害については、買収前に解決することが建前で、しかも事業団が採掘権者となつてこの改正案は、交付金の一定期合を上回る未払い賃金及び鉱害賠償債務があるときは、実際に被害額より少ないので、鉱害被害者の不満は社会問題化するところが憂慮されるのであります。炭鉱が閉鎖した後では、残余の被害金額を加害鉱業権者から賠償を受けることは、とうてい期待ができませんし、特に一社一山の場合は、鉱業の廃止により賠償能力がなくなつてしまつのが通常であります。このような場合でも、鉱害賠償が十分に行なわれる措置を講ぜられなければならないと思いま

であります。第三点は、鉱害賠償債務を処理する方策が考えられていないものに、未確認の鉱害と、未発生の鉱害があります。未確認の鉱害とは、隣接の鉱山と、鉱害が競合して賠償責任者がはつきりしないものであります。鉱害らしい現象があるが、鉱害と認められないもの等が、後に閉鎖鉱山の責任であるということがはつきりした場合、処置を考えられる必要があります。未発生鉱害と申しますと、御承知のように、石炭鉱害は採掘をやめてしばらくして起るので、通常の場合で半年から三年ぐらいの間に発生するといわれております。通産省の、たしか一昨年の鉱害調査によりますと、現在発生している鉱害量は二百三十四億で、今後発生するであろう推定鉱害量は、九州だけでも百七十八億となっておるようであります。この数字の中から、整理炭鉱の閉鎖後に鉱害が相当量発生することが考えられます。改正法案では、炭鉱閉鎖後の未発生鉱害処理について何ら触れてないことは残念に思つてあります。御審議の際に、これら鉱害処理ができるように考慮していただきたいと思います。債務弁済後の交付金に残額があるときは、事業廃止者に交付することになつておりますが、未発生鉱害の処理を考えるときには、未確認の鉱害が守り得る憲法上の権利よりも個人の財産を守り得る場合に、賠償請求権が制約されるのは、個人の財産を守り得る憲法上の権利よりも考慮しても不當であると思うのであります。交付金の一一定割合をこえる鉱害が救われる方途を考えていただきたいのであります。

は、余った交付金でも、合理化事業団で三ヵ年ぐらいいは保留することが望むあります。

第四に、採掘権、租鉱権の消滅の登録が行なわれたとき、被害者で賠償請求権を有するものは、一定の期間内に事業団に対して権利を申し立てることになつております。もし期間内に申し立てをしなかつた場合には、その鉱害については、三十五条の三の規定による債務の弁済を請求することができなくなるようになりますが、告示の公示が徹底するかどうか心配しております。とともに、鉱業法で鉱害賠償請求権を認めておるのに、公示に気づかなかつた場合に、この権利を喪失するといふことは、何か片手落ちの感じがしてなりません。御一考をわづらわしたいと申します。

第五に、鉱害を復旧するために、時石炭鉱害復旧法による鉱害復旧事業団がありますが、この復旧事業団は、炭鉱の経理の状況に応じて復旧工事に対する納付金の延納を認めて鉱害復旧の促進をはかつておるのであります。未払い納付金がある炭鉱が閉鎖されや場合、交付金より支払いを受けられてものかいなか、はつきりしていないのでありますので、法ではつきりしていただきたいのであります。もし交付金より支払いが受け取れないと、復旧事業団の延納制度の運用は勢い慎重にあります。ひいては中小鉱の鉱害復旧が延滞あるいは停頓することになることが想されるにかたくないません。鉱害復旧促進のためにお考えを願いたいと思います。

○吉田法晴君 なるべく簡単に御質問申し上げて参りたいと思うのですけれども、岡さんに最初お尋ねいたしましたが、しまいに時間がなかつたから、首切りでない合理化の具体的な考査について、少し時間が足りなかつたようですね。生産機構の近代化あるいは流通機構等があげられましたけれども、どうも述べ足りなさそろでしたから、具体的にもう少しお話を承れれば幸いです。

○参考人(岡松雄君) 今度の四月五日の政府の回答で、調査団の答申があつて閣議が決定するまで、石炭経営者は首切りを行なわない、炭労は闘争行為を行なわない、この具体的な措置として労使協定を実は行なつたところであります。したがつて従来の首切り合理化という点について、私ども非常な不満を持っておりますし、それから石炭産業の合理化について現状首切りを行なわなければ石炭産業の合理化はできないういう点について若干申し上げてみたいと思います。

今回の政府の回答も制限除外がござります。その第一は、今度の通常国会で成立した保安臨時措置法によつて買い上げられる炭鉱は除外をされています。それからもう一つは、合理化臨時措置法によつて買い上げられる炭鉱も除外をされております。今回の合理化

以上、五項目にわたりまして、私の陳述を終わりたいと思います。

○委員長(武藤常介君) 以上をもつて、各参考人の御意見開陳は終わりま

した。

いります。質疑のある方は順次御発言を願います。

申し上げて参りたいと思うのですけれども、岡さんに最初お尋ねいたします

が、しまいに時間がなかつたから、首切りでない合理化の具体的考察について

で少し時間が足りなかった。どうです。生産機構の近代化あるいは流通機構等があげられましたけれども、どう

も述べ足りなさそうでしたから、具体的にもう少しお話を承れれば幸いで

○参考人(岡松雄君) 今度の四月五日  
の政府の回答で、調査団の答申があつ  
す。

て閣議が決定するまで、石炭經營者は首切りを行なわない、炭労は闘争行為

を行なわない、この具体的措置として労使協定を実は行なつたところであります。したがつて従来の首切り合理化

た  
といふ点について、私ども非常な不満を持っておりますし、それから石炭産

業の合理化について現状首切りを行な  
わなければ石炭産業の合理化はできな  
い。うなづくと、お詫び申し上げて久

いといふ点は少く、それで若干の問題を抱いてゐる  
たいと思います。

な  
い  
ます。その第一は、今度の通常国会で成立した保安臨時措置法によつて買

と書  
い上げられる炭鉱は除外をされていま  
す。それからもう一つは、合理化臨時  
措置法によって買い上げられる炭鉱も  
除外をされております。今回の合理化

臨時措置法の一部改正によつて新しく六百二十万トンの、何といいますか、買い上げが提案をされています。加えて、從来三十六年度までに残つた量は確かに六十万トンぐらいというふうに聞いております。それから保安の不良炭鉱で現在リストに載つているのが大体六十万トン。だとしますと、すでに七百二十数万トンが買い上げの対象になつて、ここからはみ出る労働者数はどのくらいあるのか。で、政府の説明によりますと、六百二十万トンの対象炭鉱が約六十八、対象労働者は一万人前後といふようにいわれております。したがつて、かりに現在の政府の計画による現状炭鉱常用労働者数は十九万六千人であり、将来の昭和三十八年度の段階で十七万六千人といふ計画がもし実行されるとしても、その差は二万人である。その二万人のうち、約一万人程度は今言つて不良炭鉱あるいは合理化臨時措置法によつて買い上げられる対象炭鉱の労働者、こういふふうに考えますと、当面そこに重点を置いた雇用対策なり生活保障が行なわれてしかるべきではないかといふふうに私どもは考えます。したがつて、かりに政府の計画にいう十七万六千人はどうしてもなければならぬたくさんの問題がありますから、私はおそらくその制限除外の問題を除けば、一般的には一年間ぐらいの首切りストップがあつても、決して炭鉱本来の合理化、近代化に支障を来たすということではない、こういふふうに合理化の実態上申し上げることができます。

したがつて、今度政府のほうで設定された調査団も行けば、一万人の炭鉱労者の雇用なり生活保障というものは非常に重大で、それが回答の中に答へるは、制限除外になつておりますから、その辺に重点を置いた調査を徹底的に、まず当面の緊急対策としてやつていただき、その後に一体どうするのか、それとあわせて炭鉱の埋蔵炭量なりあるいは石炭の賦存状態を調べて、総合的にやはり石炭合理化計画といふものを新しく策定する必要がある。この段階で労働者が余るか余らないのか、ということになりますが、その時点では、私どもも十分そういふ案の策定の段階において組織的に批判を行ないたいと思います。

したがつて、従来炭労は石炭の合理化計画について反対をして参りましたが、できれば新しい政策においては、私どもも協力できる範囲のもので石炭政策を立案していただきたい。決してこのことは合理化の現状から無理ではない。こういうふうに判断をしておりますので、どうかその点十分に諸先生方の御検討をわざわざし、加えて調査団は、今言つた方向に重点を置いて、徹底的な調査なり対策を立てるということを強く要望したいと思います。

○吉田法晴君 坂田会長にお尋ねをいたしましたが、産炭地の荒廃に伴う市町村財政の赤字は、これはまるまる見きたい。それが一点。

それから從来から政府の大臣も調査に参りました。それからそのときに安井自治大臣は、生活保護なりあるいは一般失対なり、産炭地の荒廃に伴う市町村財政の赤字は、これはまるまる見

ます、太鼓判を押して腹をたたいて約束された。それで平衡交付金の算定方法についても変えるという方針のようですが、それから三十六年度の特交では、その赤字をまるまる見るという特交の決定を見ましたあと、三十六年度はすでにまあ終わつたわけですが、あの説明が、特交なりそれからその年度の末の調整で、大臣の説明されたとおりに全部見られたかどうか、その点をお伺いをいたしたい。それが第二点。

それからこれは主として産炭地域振興事業団についてお述べをいただきましたがあつて御要望の点は、私どももただして参りたいと思うのですが、ひとつ、口述ございませんでしたが、合理化法の改正によつて鉱業権が消滅をさせられます。そうすると、被害者のほうからも述べられましたけれども、鉱害問題についても残るものがあるのであります。それから閉山後の労働者あるいは失業者が、従来相当やはり滞留をしまして、いろいろ市町村に迷惑をかけておりますが、今まででも十分できなかつた、それが住宅やなんぞは買ひ上げないということになりますと、六ヶ月過ぎる前後から、すぐに電灯の問題あるいは住宅の問題等が起つて、合理的法あるいは保安法の改正によって買いつぶしといふことが起つてくれば、さらに問題が拡大するのではないかという心配をいたしますから、その点についての御所見を承れば幸いです。

○参考人（坂田九百君） 産炭地域振興臨時措置法の六条で漏れておるのが補てんの問題につきましては、三十六年度は、相当特別交付税等で考慮されております。三十七年度は今からございましてするので、どういう措置がなされるのかよく存じませんが、おそらく生活保護あるいは緊急就労等の市負担分については、普通交付税あるいは特別交付税等で措置するのではなかろうか、こういうふうに私どもは期待いたしております。

それから合理化法によつて買い上げなされた炭鉱が、どういうふうに市町村に影響をきたしておるかと申しますると、これは小さい問題がたくさんありますて、そういうものが市町村の財政を圧迫している。たとえば合理化法によつて買い上げを申請する、そうすると、すでに炭鉱はやめてしまつて、そして電気あるいは水道をとめてしまふ。こういう問題がそれぞれの所在市町村に非常に重荷になつてくるわけであると、今までに解決つかない問題等がたくさんございます。特にこの合理化法によつて買い上げになる炭鉱については、将来水道の問題あるいはこの地域に帰留する炭鉱離職者の問題等については、もう少しそれぞれの市町村にしわ寄せにならないよろしく上げたい、こういうように考えておられます。

○吉田法晴君 時間がございませんから、十分な質疑はできませんけれども、一人一問ということと遠慮をいたしますが、最後に栗田さんにお尋ねをいたしますが、お述べになりました中には、要するに買い上げに伴います鉱害の補償といいますか、あるいは復旧費用の算定といいますか、あるいは復旧料というものがどうなるか。從来買上げ前に片づくものが多かつたのか、あるいは買上げ後に引き継がれるものが相当残つておるのか、もし買上げ後に未確定鉱害あるいは認定鉱害でないもの、それが事業団に買いつらつても話にならぬだらう。それから事業団は買ひ上げませんから、事業団も受け付けない。こうしたことが起こつて後に起ることになりますと、お話をのように鉱業権の消滅をさせると、買い上げ、あるいは閉山をしてしまった鉱山には、なかなかいつていつても話にならぬだらう。それから事業団は買ひ上げませんから、事業団も受け付けない。こうしたことが起つて後にも問題になつておりますと、灌漑排水のポンプだととか、あるいは復旧不適地といいますか、残つておる問題等、どうなるのか、その辺をあわせて御説明をいただきたい。

ここで混乱したという問題も數度ございましたが、それらの問題が、私が先ほど後段に述べました未発生の鉱害などは、これは事業団が買い上げたところの鉱害であるということが確認されれた場合に、事業団では自分のところは知らないといふようなことを言いますから、例の暴力団が取り巻いて新聞紙上をにぎわした事例もございまするが、常に競争はそこにあるわけですが、います。先ほども中少の長岡さんが、わかつておる鉱害でさぞ、十分に補償ができないと、賠償ができないと、未発生のものはなあさらのことのようなお言葉を私は聞きましたが、そのとおりでございます。はなはだ申ししかねますが、中少炭鉱については今の現存しておる明らかな鉱害でも、十分な措置がとれないで、まして未発生や、鉱区が御承知のように競合しておる場合がある。上層が某炭鉱がとつており、下層はだれだれがとつておる、要するに鉱区の重複からきた鉱害の限定がなかなかわからないといふような、鉱害の原因がわからぬために、いろいろ紛争しまして、一年も半年もたつ、そういう場合が、今回のは全然触れてないのです。私どもは心配しておりますのであります。やはり中小鉱業権者ですが、今度のように打ち切りになりますと、それから先は未発生のものや、鉱害の原因のわからぬいものを後日、私は今度の経営者の財政からいきますが、払っていただけるとは予想ができません。そこに私どもは非常な大きさ不安を持つておりますし、計算はわかりませんが、今問題になつておりますのは、鉱害の原因のわからぬいものの、未

発生のものが主として大きな係争を起こしておるということでござります。それから次に、特鉱法で問題になつておりましたポンプの問題、これは何か解決するということなことは聞いておりますが、まだ具体的な問題は私どもも承知いたしておりません。臨鉱法では、これは新たにそれだけの維持管理費が工事をする場合について参りますから、一応臨鉱法で復旧する場合はけつこうだと思ひますけれども、以前から残りました特別鉱害で残つておるもののは、まだ解決していないと思うのです。

それから不適地の問題は、こうなりますと、おそらく今の交付金制度からいきますと、不適地に属するようなどころの復旧はできないのじやないか。永遠に葬られるのじやないか。しかも今の交付金の算定からいいますと、その膨大な鉱害賠償というものは、要するに被害者の犠牲においてのみ処理されるのじやなかろうか。そうしますると、何も罪とがのない地上権者が、知らない間にいつか地下を掘られて、自分の財産はなくなる。それに対する賠償は取れないという結果になると思ひます。こういうことで非常に心配しております。おるものでござります。

○阿木根登君　お二人の方に、簡単に一問ずつ御質問申し上げます。

早立さんには簡単に御質問いたしますが、私の聞き違いであるとも思ひますが、また時間がなかつたので、あながちも十分意見が述べられなかつたのではありませんかと、こう思いますので、ちょと御質問申し上げたいと思います。五千五百万吨で頭打ちされており、二百万円のコスト・ダウンだといふこと

になつておりませんが、あとから述べられましたように千二百円のコスト・ダウൺができるように政策をせよとおっしゃることは、これはもう私どもも十分わかります。しかし物価が上がつてくる、さらには賃金が上がる、運賃が上がる、こういうようになつて参ります。そうすると頭は五千五百万トンで押えられております。中小炭鉱にも十分資金を回わせ、金融を回わせ、その金融を十分にすると、たとえば先ほど大手、中小の炭鉱の代表の方がおつしやいましたように、たとえは言われるとおりの資金を全部やつたとすれば、一体どうなるだらうかといひのですね、そらしますと近代化は十分にできる。しかし賃金は、これは一般体系から見て、これは上げなければできません。物価は上がつてくる。そうすると能率を上げるだけと、こういうことになつてくるわけですね。そうすると、かりに二十八トン、まあ最近言われておりますのはこの十八・一トンですが、二十八トンの能率になつたとすれば、十六万人でいいということになるわけです。かりに三十トンになつたとすると、十五万人でいいということになるわけです。そうすると、あなたの言うとおりにすれば、首がどんどん切られていくだけだ、労働者が切られるだけいくだけだ、こういう一面があるだけでしょう。これは萩原会長も嘆いておられました。御承知のとおりです。一方、それでは五千五百万トンでなければできぬかといふ、そうじやなくて、需要の面だといふことを萩原さんは言わされた。そうすると日本は一億三千万トン石炭に直して使つているとす

七・八%になるわけです。西独では、ちょうどこれの逆です。六〇数%の石油を使つておるとすれば、それは何からいうことになつて参りますと、やはり油と石炭との価格の比率が、開きがあまりあり過ぎる。だから日本は三〇数%を使おうとしている。

そうすると、日本の将来一億三千万トンで十年間なら十年間、ずっといくかということを見ていますと、政府の考え方は、十年後には三億トンになると、それだけエネルギーというのがふえてくる。それならば石炭だけ今のよくなな考え方からいっても五千五百万トンでずっといく、そしたら、これは三〇数%が三〇%になり、二〇%になつてくる。そういうことでいつたならば、萩原さんが嘆いておられましたように、三億トン近くのエネルギーが必要なのに、日本の国内でできるものは、ぴたつと五千五百万トンでいいだろか。外国で何かストライキでもあつた場合には、日本の産業は、これで麻痺してしまふといふことを私は言つておられると思う。そうしますと、そういう観点から立つて、やはり資金もなんと出さにやできぬ、コストも安くせにやできぬ、確かにそうだ。いふことは、これは労働者を結局首切るだけだから、これはやはり、漸次上げていつてやつたほうがいいんではないか、こういうふうに思うのですが、その点についてのお考え方をお聞きしたいと思います。

それから坂田会長さんにお伺いいたしましたが、会長さんという立場よりいたしましたが、会長さんという立場ですが、たまたま私が先般予算委員会で質問いたしましたときには、週刊誌に破産宣告をしました田川市ということがございました。非常に悲惨な記事が出ておりました。そこでたまたま、きょう参考人としておいで下さいましたので、アウトライアンだけでいいのですが、先ほど聞いていますと、六〇%以上のものが失効といいますと、あるいは生保等に出されておる、まあ、こういうことでござりますので、市金一般の財政から見て、たとえば人件費、事業費、こういうような問題あるいは特に炭鉱の中でも一番しわ寄せのされ方をおもと思いますが、また三井、田川市問題もございまして、二千人からの半業者が出てくるといふことも拝聴いたしておりますので、その田川市の実態等を、時間もあまりないと思いますので、アウトラインだけでよろしくうございますからお聞かせ願いたい。  
以上でございます。

る、こういう考え方であるわけであります。したがいまして、そのことは今いろいろ出ましたが、三十八年以降の長期にわたって、あくまでもその五千五百万トンでいくというような考え方でないわけであります。三十八年を日途にした当面の対策として、われわれはまずこの線路を歩み、そしてその中で態勢を確立しよう。態勢が確立された上に立つて、それから先どうするかといふ点につきましては、石炭業審議会等においても、十分これを御検討願うわけですから、そういう中で石炭産業自体の態勢が固まつて、それと対応して石炭の需要が確保されるといふことになれば、五千五百万トン、六千万トンでも七千万トンでも、需要と対応して生産を擴大するようにしていただきたいと考えておるわけです。それからなお申し上げるまでもないと思いますが、五千五百万トン、一千二百円引き下げ、こう申し上げておるのは、それに基づく近代化のための路線ということであります。したがいまして三十七年、三十八年におきまして、数字的には必ずしも五千五百万トンびつたつと一が欠けてもいかぬとか、あるいは一千二百円引き下げについても、年次別の引き下げ計画があるわけですから、そういうことについても、どうのこうのということではないわけであります。

おるわけでござりますが、そうち弱い財政力で、しかも十五億二千万円といふ決算見込額が立てられております。ということは、まる昭和三十一年九月に施行されました石炭鉱業合理化臨時措置法以来、市の炭鉱は全滅でございまして、田川市といふものは、炭鉱によって生まれ、炭鉱によって発展した町でございますので、今日のような炭界不況あるいは国の燃料政策によつて、こうした市の財政事情に陥つてゐるわけであります。各新聞あるいは先ほどの週刊文春等で取り上げられましたあの実態のとおりでございまして、先ほど吉田委員から、合理化がどう市町村に影響しておるかという御質問もございましたが、いろいろ自治省におきましても、財政措置につきましては、特別交付税等でめんどうは見ていただいております。けれどもやはり田川市におきましては、自主財源によつて自主的な運営をやりたい、これにはどうしても、たゞえは具体的な振興対策を作つてもらいたい。これはやはりことでなく、この自主的な財源を生み出す方法、たとえば地域振興事業団の強化以外にはないとと思うわけでございますが、この事業団法を見てみますと、実際に産炭地そのものの振興をはかるということは不十分なように考へるわけでございます。もちろん本年度の予算額は非常に少ないのでございまするけれども、これは一応今年度は頭を出程度であつて、三十八年度においては大幅に増額するのだとう通産当局の御意見を拝聴いたしまして心強く感

じておるわけでござりまするが、この事業の方法につきましても、まず産炭地と申しますると、きわめて不便な地域でございまして、したがつて工場等を誘致するにいたしましても、今のままの状態では、なかなか進出いたしません。そこで工場等が進出するようない、要するに受け入れ態勢を作らなければならぬ。これはわれわれ一市町村の力では、とうてい処理できる問題でございませんので、どうしても事業團によつて先行投資をしていただきたい。たとえば工場用地の造成、あるいは産業道路の整備、あるいは水資源の確保、こうした問題を事業團で取り上げていただき、そして工場誘致をする。こうしなければ産炭地の振興ははかり得ないと考えております。したがつて工場がくる見込みがあるならば用地を造成しようといふ現在の考え方では産炭地の振興ははかり得ないと、私はこう考えておるわけでござります。

も、新しい事業はできない。私は、こういう点は開発銀行の融資のワクを増大していただいて、そうして、この三井のセメント工場が田川にできるような促進方をお願い申し上げたいと思います。なお、小野田セメントにいたしましても、大きな石炭資源を持つておられます。これを月産六万トンを探石して、八幡の小野田工場で製品化するようになっておりますけれども、せんたつて小野田セメント工場に参りまして、現地で製品化してもらいたいという要望をいたしましたが、何といたしましても、資金の行き詰まりでどうにもならない、もし、資金の融資の道を開けるならば、現地で製品化することは、一番経営面からいってもいいわけでも、地元の要望に沿いたいけれども、資金難のために工場が設置できぬのだというような話をございます。こうした面で、融資の面を十分、相手は小野田セメントであり、三井鉱山である、各、資格は十分持っている会社でありますので、融資の道を開いていただきて、そうして石炭産業にかかる石炭資源の開発を早急にできますよう御尽力をいただきたい。そするごとによつて私たち市町村といたしましても、ただ、この特別交付税に依存するとか、あるいは普通交付税に依存することのないように、市町村の力を十分つけて、そうして今日のように全予算額の五分の四を、いただく財源に待つということのないよう、みずからの方によつてみずから自治を行なつていくという方向に進んでいきたい、こういうふうに考えるわけでございますので、何分とも、こういう点につきま

しての先生方の一般の御尽力をお願い申し上げておく次第であります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見を聴取させていただきまして、ありがとうございました。本委員会といたしましては、本日の御意見を十分参考として、今後も審議を進める所存でござります。どうもありがとうございました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

一八

この先三万の一發の御恩刀之類

申し上げておく次第であります。  
○委員長(武藤常介君) 他に御質疑は  
ありませんか。

参考の方々に一言お礼を申し上げ  
ます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見を聴取させていただきまして、ありがとうございました。本委員会といたしましては、本日の御意見を十分参考として、今後も審議を進める所存でございまます。どうもありがとうございました。  
したがって、本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

人(坂田九十七君) 田川市の実さつき申し上げたとおりでござ  
て、田川市の全市収入は十億二  
万円、これは昭和三十五年度の  
をそのまま予算に計上いたして

昭和三十七年四月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局